

平成 17 年度「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」審査要項

大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)選定委員会

「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」は、大学が実施する海外留学の取り組みにより学生等を長期間海外の大学院等に派遣し、学位取得や専門分野の研究を行わせることなどにより、国際社会への貢献等に資する人材の養成及び我が国の大学の国際競争力の強化等の大学教育の改革を一層促進させることを目的とする。

「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」の審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 審査方法及び審査手順

(1) 審査は、大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 審査の客観性を担保するために、選定委員会は、書面審査を行い、学生等の面接審査を経て、委員の合議により選定する。

(3) 選定委員会は、審議し選定した結果を文部科学省に報告する。

2. 審査方針

「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」の選定にあたっては、次の点に留意する。

(1) 派遣学生等について

大学が派遣する学生等について公募条件に真に合致したものとなっているか。

(2) プログラムとの整合性について

「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」の趣旨・目的に対応した取組みとして具体的かつ明確に目的・目標が設定され、有効な取組みと認められるか。

大学が自ら掲げる教育上の理念・目的等に基づいて全体計画を設定しているか。

学長を中心としたマネジメント体制の下、構成員による組織を挙げた取組みとなっているか。また、意義・価値を共有しているか。

取組みは実現性が高く妥当なものとなっているか。

(3) 社会的効果等について

取組みの成果が我が国の高等教育の国際化に資するものとなっているか。成果による波及効果が他大学等で認められるものとなっているか。

取組みが十分な教育効果をあげられるような多面的な努力が払われた計画となっ

ているか。

取組みが今後発展する可能性があり、更なる効果を期待できるか。

(4) 評価体制等について

取組みに対しての評価を組織として適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。

評価結果を教育活動の質の向上及び改善に結びつけるシステムの整備または計画がなされているか。

(5) 取組みの実施計画等について

取組みの実施計画が具体的であり、明確なものとなっているか。

取組みの運営方法や役割分担が適切なものとなっているか。

取組みの実施に無理が無く、継続性が確保されたものとなっているか。

共同の取組みの場合、実施大学間で、明確な役割分担や緊密な連携が図られる体制になっているか。

3. その他

(1) 開示・公開等

選定委員会の審議内容等の取扱いについて、

ア 会議及び会議資料は原則、公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって、委員会で非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

・審査・評価（人選を含む）に関する調査審議の場合

・その他委員長が公開することが適当でないとは判断した場合

イ 委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。

ウ 選定結果については、ホームページ等への掲載などにより、情報を公開する。

委員等の氏名について

委員会の委員の氏名は予め公表することとする。

(2) 利害関係者の排除

委員は、所属大学等の申請案件にかかわる審議中は、選定委員会を退席するものとする。

また、委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請についても、審査・評価を行わないものとする。